

## お知らせ

### 「成人の日のつどい」の参加には申し込みが必要です

1月10日(祝)に開催する「成人の日のつどい」に参加するには、申し込みが必要です。今年度は、感染拡大防止のため会場を分けて開催します。申し込みがない場合、希望する会場に入場できないことがあります。詳しくは、対象者に送付した案内状や区ホームページをご覧ください。▶**申込期限**:12月15日(水)▶**問合せ**:育成支援係☎5984-1292

### 政治家からの寄附は禁止されています

公職選挙法は、政治家が有権者に

対して寄附をすることを禁止しています。また、有権者が政治家に対して、寄附をするよう勧めたり、求めたりすることも禁止です。

#### 〈罰則をもって禁止されている寄附に当たる行為の例〉

- 病気見舞い●入学・卒業祝い●中元・歳暮●落成式・開店祝いの花輪・祝儀●結婚祝い・香典(本人が出席しない場合)●地域の行事への寸志・差し入れ など

忘年会や新年会などで政治家が支払う会費が寄附に当たることがあります。また、年賀状などを出すことも、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。▶**問合せ**:選挙管理委員会事務局☎5984-1399

### 12月1日～7日はTOKYO交通安全キャンペーン

年末は交通量が増え、交通事故が

起こりやすい時期です。交通ルールやマナーを守り、交通事故を防ぎましょう。▶**問合せ**:安全対策係☎5984-1309

- 自転車事故の半数以上に自転車側の交通違反がありました。
- 飲酒運転は犯罪です。飲酒して自転車を運転することは禁止されています。

### 男女共同参画の集い・ねりまフォーラム2022の実行委員を募集

男女共同参画社会について考える場として、毎年、区民と協働でねりまフォーラムを開催しています。今回、10月に開催予定のフォーラムを企画・運営する実行委員を募集します。実行委員の方には、男女が抱える身近な問題を話し合いながら、テーマ・講師・内容などを考えていただきます。※交通費程度の謝礼あり。※保育あり(6カ月以上の未就学児対象)。▶**対象**:区内在住で、10回程度(1回2時間)、主に平日の昼間に開催する会議に出席できる方▶**募集人数**:6名程度(選考)▶**申込**:人権・男女共同参画課(区役所東庁舎5階)や区ホームページにある申込書に記入の上、12月17日(必着)までに人権・男女共同参画課☎5984-4518

### 若者自立支援事業(ねりま若者サポートステーション・居場所)①利用説明会②家族懇談会

▶**対象**:15～49歳の未就労やひきこもりなどの状態にある方の家族・支援者 ※①は本人の参加も可。▶**日時**:12月18日(土)①午後1時30分～2時30分②午後2時40分～4時▶**場所**:ココネリ3階▶**定員**:30名(先

着順)▶**申込**:電話でねりま若者サポートステーション☎5848-8341(木・日曜を除く)

### 「女性手帳2022メモリー」を配布

男女共同参画に関する法制度のほか、仕事、保育、子育て、介護などの資料を掲載した女性手帳を配布します(1人1冊)。▶**配布場所**:区民事務所(練馬を除く)、総合福祉事務所、男女共同参画センターえーる、区役所本庁舎1階庁舎案内など ※郵送を希望する方は、140円切手を貼った返信用封筒(17cm×11cm以上)に住所・氏名を記入の上、12月15日(消印有効)までに〒176-8501区役所内人権・男女共同参画課へお送りください。▶**問合せ**:人権・男女共同参画課☎5984-4518

### 住まい・まちづくり

#### 空き家活用④相談会⑧事例見学会

空き家の活用や相続、改修についての相談に行政書士や建築士などがお応えします。また、空き家活用事例の見学会を行います。※④はZoomによるオンライン相談あり。▶**対象**:空き家を所有している方または空き家を所有する可能性がある方▶**日時**:12月18日(土)午前9時30分～午後0時30分の間の30分間▶**場所**:④東大泉中央地域集会所⑧ハッピーお茶屋こころ(東大泉1-15-10)▶**定員**:各6組(先着順)▶**申込**:12月15日(水)までに電話でみどりのまちづくりセンター☎3993-5451 ※同ホームページ(<https://nerimachi.jp/>)からも申し込みます。

## 12/10(金)まで 第四回区議会定例会

ねりま区報11月21日号4面に掲載した開催日程に変更がありました。12月1日(水)以降の日程は次の通りです。

12月1日(水)	本会議(一般質問)	12月7日(火)	予算特別委員会、議会運営委員会、本議会(先議)
12月2日(木)	常任委員会		
12月3日(金)	特別委員会、議会運営委員会、本会議(追加日程)、予算特別委員会	12月8日(水)	常任委員会、特別委員会
12月6日(月)	常任委員会	12月10日(金)	議会運営委員会、本会議(議決)

日程は変更になる場合があります。傍聴や手話通訳を希望する方は、事前にお問い合わせください。

▶**問合せ**:議会事務局☎5984-4732 FAX 3993-2424

## 医療費・介護サービス費

# 自己負担限度額を超えた額を支給します

同一世帯(※)で医療費と介護サービス費の両方で自己負担があった場合、自己負担の限度額が決められています。年間(8月～翌年7月分)の限度額を超えた場合は、超えた額が支給されます。加入する医療保険に申請してください。

※令和3年7月31日現在、同じ医療保険に加入している方のみを指します。

### 対象となる世帯

2年8月1日～3年7月31日(計算対象期間)に医療保険と介護保険の両方で自己負担のあった世帯

### 加入している保険により申請手続きが異なります

#### 〈計算対象期間を通して同じ保険に加入していた世帯〉

①国民健康保険	2月中に区から申請書を送付します。
②後期高齢者医療制度	3月中に東京都後期高齢者医療広域連合から申請書を送付します。
③社会保険・共済組合・国民健康保険組合	7月31日現在、加入している医療保険へお問い合わせください。申請時に、介護保険自己負担額証明書が必要となります。

#### 〈計算対象期間内に加入していた医療保険が変わった世帯〉

7月31日現在、加入している医療保険へお問い合わせください。

### 支給額の計算式

$$\text{医療費と介護保険の自己負担の合計額} - \text{高額療養費や高額介護サービス費など} - \text{対象世帯の負担限度額(右表参照)} = \text{支給額}$$

※保険適用外の診療やサービスは除きます。  
 ※70歳未満の方は、1つの医療機関で同月内に支払った医療費が2万1000円未満のものは除きます。  
 ※支給額が500円以下の場合、支給対象外となります。

### 世帯の負担限度額

#### 70歳未満の方

3年7月現在の所得区分	世帯の負担限度額(年額)
901万円超(※)	212万円
600万円超～901万円以下(※)	141万円
210万円超～600万円以下(※)	67万円
210万円以下(※)	60万円
世帯全員が住民税非課税世帯	34万円

※国民健康保険加入者全員の前年の総所得金額などから住民税基礎控除額(33万円)を差し引いた金額の合計(旧ただし書き所得)。

#### 70歳以上の方

3年7月現在の所得区分	世帯の負担限度額(年額)
現役並み所得Ⅲ(690万円以上)	212万円
現役並み所得Ⅱ(380万円以上)	141万円
現役並み所得Ⅰ(145万円以上)	67万円
一般	56万円
住民税非課税Ⅱ	31万円
住民税非課税Ⅰ	19万円

- ・現役並み所得Ⅰ～Ⅲ…70歳以上で住民税課税所得が145万円以上の国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者がいる世帯
- ・住民税非課税Ⅱ…世帯全員が住民税非課税
- ・住民税非課税Ⅰ…世帯全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下(年金受給額80万円以下など)
- ・一般…上記以外の世帯

問合せ	①国民健康保険	こくほ給付係☎5984-4553
	②後期高齢者医療制度	後期高齢者資格係☎5984-4587
	③社会保険、共済組合など	保険証に記載されている医療保険 ※介護保険自己負担額証明書については、介護保険課給付係☎5984-4591。